

○盛岡・紫波地区環境施設組合契約規則

平成19年3月28日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡・紫波地区環境施設組合の契約に関し、必要な事項を定めるものとする。

(契約)

第2条 契約については、矢巾町契約規則（平成19年矢巾町規則第19号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。